

生駒市緑の市民懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、市民と行政が協働して推進する緑の都市環境を保全及び創造する施策に対し意見又は助言を求めるため、生駒市緑の市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市民懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 山地及び丘陵の環境の保全及び活用に関すること。
- (2) 水辺環境の保全、整備及び活用に関すること。
- (3) 市街地内の樹林等の保全、整備及び活用に関すること。
- (4) 都市公園の整備及び活用に関すること。
- (5) 公共施設及び民間施設の緑化に関すること。
- (6) 庭先、窓辺及びまちかどの緑化に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、市民懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 緑の基本計画の推進に携わっている者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して市民懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 市民懇話会の参加者は、その互選により市民懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民懇話会に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、市民懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を
求めるものとする。

(開催期間)

第6条 市民懇話会の開催期間は、令和5年までとする。

(庶務)

第7条 市民懇話会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民懇話会に関し必要な事項は、市長が定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(生駒市緑の市民委員会設置要綱の廃止)

2 生駒市緑の市民委員会設置要綱(平成19年2月2日)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に、生駒市緑の市民委員会の委員であった者は、
生駒市緑の市民懇話会の参加者とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。